

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年5月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年5月26日から同年6月15日まで縦覧に供する。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 獅子王地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮谷地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山北地区	〃